

熱海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第15号

熱海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熱海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年熱海市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例中第6条の改正規定は公布の日から、目次の改正規定及び第49条を第50条とし、第6章中同条の前に1条を加える改正規定は令和3年7月1日から施行する。